



発行 新潟県

第 86 号

平成25年11月1日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1252 土地改良区連合役員の退任届（農地計画課）
- 1253 国土調査の成果認証（農村環境課）
- 1254 公共測量の実施通知（監理課）
- 1255 公共測量の実施通知（監理課）
- 1256 道路の区域変更（道路管理課）
- 1257 道路の供用開始（道路管理課）
- 1258 道路の区域変更（道路管理課）
- 1259 道路の区域変更（道路管理課）
- 1260 道路の供用開始（道路管理課）
- 1261 市道の改築工事の完了（道路建設課）

公 告

- 指定管理者の募集（障害福祉課）
- 大規模小売店舗の新設（商業振興課）
- 大規模小売店舗の新設（商業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業振興課）
- 公聴会の開催の中止（都市政策課）
- 公聴会の開催（都市政策課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）

監査委員公表

監査の結果に基づく措置状況（監査委員事務局）

教育委員会公告

- 平成26年度県立特別支援学校幼稚部及び高等部の幼児・生徒の入学者選考（義務教育課）
- 平成26年度県立特別支援学校幼稚部・高等部の幼児、生徒募集（義務教育課）

告 示

◎新潟県告示第1252号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、長岡市の福島江刈谷田大堰土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成25年11月1日

新潟県長岡地域振興局長

1 退 任

理事 長岡市下々条町2863番地 松川 武司
 (理事長)

退任年月日 平成25年10月21日

◎新潟県告示第1253号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成25年11月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 調査を行った者の名称及び地域

調査を行った者の名称	成果の名称及び地域
村上市	村上市の地籍図及び地籍簿 松喜和の全部
魚沼市	魚沼市の地籍図及び地籍簿 堀之内の一部
魚沼市	魚沼市の地籍図及び地籍簿 佐梨、古新田の各一部

2 認証年月日

平成25年10月25日

◎新潟県告示第1254号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局 湯沢砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年11月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成25年7月9日から平成26年1月31日まで
- 3 作業地域 中魚沼郡津南町（一部）

◎新潟県告示第1255号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局 高田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年11月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（2級基準点測量）4点
- 2 作業期間 平成25年10月21日から平成25年11月30日まで
- 3 作業地域 上越市名立区茶屋ヶ原地内 国道8号

◎新潟県告示第1256号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年11月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 柏崎高浜堀之内線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
柏崎市西山町坂田字樋田 5810 番から	新	10.6～17.1メートル	574.8メートル
同市西山町坂田字下沢田1818番1まで	旧	6.9～14.6メートル	574.9メートル

備考 路線の重用
全区間県道礼拝長岡線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 礼拝長岡線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
柏崎市西山町坂田字下沢田 1818 番 1 から	新	10.6～17.1メートル	574.8メートル
同市西山町坂田字樋田5810番まで	旧	6.9～14.6メートル	574.9メートル

備考 路線の重用
全区間県道柏崎高浜堀之内線と重用

◎新潟県告示第1257号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年11月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 柏崎高浜堀之内線
- 2 供用開始の区間
柏崎市西山町坂田字樋田5810番から同市西山町坂田字下沢田1818番1まで
- 3 供用開始の期日 平成25年11月1日

◎新潟県告示第1258号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年11月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 148号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
糸魚川市上刈 6 丁目1050番 3 から	新	10.7～47.0メートル	394.1メートル
同市横町 4 丁目413番 2 まで	旧	10.7～33.6メートル	394.1メートル

備考 路線の重用

一部区間県道西中糸魚川線と重用

◎新潟県告示第1259号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年11月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 西中糸魚川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
糸魚川市上刈6丁目1050番3から 同市本町46番1まで	新	(A)8.0～39.5メートル	1301.8メートル
糸魚川市上刈6丁目1050番3から 同市上刈1丁目201番9まで		(B)13.0～32.5メートル	550.9メートル
糸魚川市上刈6丁目1050番3から 同市本町46番1まで	旧	8.0～39.5メートル	1301.8メートル

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 路線の重用

一部区間一般国道148号と重用

◎新潟県告示第1260号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年11月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 西中糸魚川線
- 2 供用開始の区間
糸魚川市上刈1丁目202番8から同市上刈1丁目201番9まで
- 3 供用開始の期日 平成25年11月1日

◎新潟県告示第1261号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第34条第1項の規定により、県が開始した市道の改築工事（平成16年9月28日新潟県告示第1879号）が次のとおり完了した。

平成25年11月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 市道 川西線
- 2 工事区間
上越市牧区原字杉名板99-2から
上越市牧区原字下原 926-2まで
- 3 工事の種類 道路改築工事
- 4 工事の完了年月日 平成24年3月21日

公 告

指定管理者の募集について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、新潟県障害者リハビリテーションセンター条例（昭和39年新潟県条例第11号）第6条1項、新潟県障害者交流センター条例（平成9年新潟県条例第13号）第14条第1項、新潟県聴覚障害者情報センター条例（平成9年新潟県条例第14号）第7条第1項及び新潟県点字図書館条例（昭和39年新潟県条例第12号）第7条第1項の規定により、次のとおり指定管理者を募集する。

平成25年11月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 募集する事項

(1) 対象施設及び対象業務

ア 新潟県障害者リハビリテーションセンター（以下「リハビリテーションセンター」という。）

- (ア) 障害福祉サービスの実施に関する業務
- (イ) 診療に関する業務
- (ウ) 入所の承認に関する業務
- (エ) リハビリテーションセンターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (オ) その他指定管理者に行わせることが適当な業務として知事が定める業務

イ 新潟県障害者交流センター（以下「交流センター」という。）

- (ア) 交流センターの事業の実施に関する業務
- (イ) 施設を使用しようとする者の使用の承認に関する業務
- (ウ) 使用承認の取消しに関する業務
- (エ) 交流センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

ウ 新潟県聴覚障害者情報センター（以下「情報センター」という。）

- (ア) 情報センターの事業の実施に関する業務
- (イ) 情報センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

エ 新潟県点字図書館（以下「図書館」という。）

- (ア) 図書館の事業の実施に関する業務
- (イ) 図書館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) 指定の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

2 応募資格等

(1) 新潟県内（以下「県内」という。）に主たる事務所を設置している、又は県内で社会福祉事業を行っている社会福祉法人であること。ただし、(2)による共同応募の場合はこの限りでない。

(2) 応募者は、リハビリテーションセンター、交流センター、情報センター及び図書館の4施設すべてについて応募することを原則とするが、業務の専門性等を考慮し、共同応募（複数の団体がグループを構成して応募することをいう。以下同じ。）も可能とする。共同応募の場合、グループを構成する個々の団体のうち、リハビリテーションセンターに係る主たる責任を負う担当管理団体を除き、応募資格を県内に主たる事務所を設置している若しくは設置しようとする、又は県内で社会福祉事業を行っている法人その他の団体であることとする。なお、応募者は次の要件を満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 県議会議員が役員等（役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下「役員等」という。）に就任していないこと。

ウ 知事、副知事並びに地方自治法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員が役員等に就任していないこと。（県が資本金その他これに準ずるものを出資している法人を除く。）

エ 県から指名停止措置を受けていないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第255号）等に基づく更生又は再生手続きを行っている者でないこと。

カ 県税等を滞納していないこと。

キ 経営状況が健全であること。

ク 指定管理者になろうとする法人及びその役員等が、次のいずれにも該当しないこと。

(ア) 暴力団（暴力団等による不当な行為の防止等による法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(イ) 暴力団員（暴力団等による不当な行為の防止等による法律（平成3年法律第77号）第2条第6項に規

定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(ウ) 役員等が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者

(エ) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

(オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(キ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(3) 団体とは法人格の有無を問うものではなく、複数の法人等により団体を形成することも可能とするが、その場合は代表団体を定めて応募すること。

(4) 共同応募の場合は、グループとして4施設すべてについて応募すること。応募しない施設がある場合は失格とする。なお、共同応募の場合、施設毎に、それぞれの事業運営について主たる責任を負う担当管理団体を明示すること。

(5) 単独で応募した社会福祉法人は、共同応募に係る構成員になることはできない。また、共同応募に係る構成員が、他の共同応募に係る構成員になることもできない。

3 募集に関する必要な事項を示す場所等

(1) 申請書の提出場所、募集条件を示す場所、募集要項の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号 950-8570

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県福祉保健部障害福祉課施設管理係

電話 025-280-5210(直通)

(2) 募集要項の交付方法

前記3(1)で交付する。また、新潟県ホームページからも入手可能である。

(3) 申請書類の提出期間

平成25年11月1日(金)午前9時から平成25年12月13日(金)午後5時まで(正午から午後1時までを除く)。

4 その他

(1) 失格

虚偽の申請を行なった場合及び本件募集要項において示した条件に反した場合は失格とする場合がある。

(2) 指定管理者候補者の選定

選定基準に基づく指定管理者審査委員会の審査を踏まえ、指定管理者候補者を選定する。

(3) 指定管理者の指定

指定管理者は県議会の議決を経て指定する。

(4) その他

詳細は募集要項による。

大規模小売店舗の新設について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成25年11月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称)クスリのアオキ燕白山店

所在地 燕市白山町3丁目2745番地

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

・氏名又は名称 株式会社クスリのアオキ

法人代表者氏名 代表取締役 青木 保外志

住所 石川県白山市松本町2512番地

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
 - ・氏名又は名称 株式会社クスリのアオキ
 - 法人代表者氏名 代表取締役 青木 保外志
 - 住所 石川県白山市松本町2512番地
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成26年6月24日
- 4 大規模小売店舗の店舗面積の合計
計1,390平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・収容台数 計54台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・収容台数 計20台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・面積 計55平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・容量 計13立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時から午後12時
 - (2) 来客が駐車場を利用できる時間帯
午前8時30分から翌午前0時30分
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ・出入口の数 2箇所
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時
- 7 届出年月日
平成25年10月23日
- 8 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
(なお、燕市商工観光部商工振興課でも閲覧ができます。)
- 9 縦覧期間
平成25年11月1日から平成26年3月1日まで
- 10 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の新設について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成25年11月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
-

- 名称 (仮称) クスリのアオキ住吉店
所在地 新発田市住吉町5丁目590番地外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (1) 大規模小売店舗を設置する者
- ・氏名又は名称 株式会社クスリのアオキ
 - 法人代表者氏名 代表取締役 青木 保外志
 - 住所 石川県白山市松本町2512番地
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
- ・氏名又は名称 株式会社クスリのアオキ
 - 法人代表者氏名 代表取締役 青木 保外志
 - 住所 石川県白山市松本町2512番地
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成26年6月25日
- 4 大規模小売店舗の店舗面積の合計
計1,465平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (5) 駐車場の位置及び収容台数
- ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・収容台数 計90台
- (6) 駐輪場の位置及び収容台数
- ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・収容台数 計15台
- (7) 荷さばき施設の位置及び面積
- ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・面積 計54平方メートル
- (8) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・容量 計9立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時から午後12時
- (2) 来客が駐車場を利用できる時間帯
午前8時30分から翌午前0時30分
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- ・出入口の数 3箇所
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後9時
- 7 届出年月日
平成25年10月24日
- 8 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
(なお、新発田市産業企画課でも閲覧ができます。)
- 9 縦覧期間
平成25年11月1日から平成26年3月1日まで
- 10 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成25年11月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 コモタウン柏崎
所在地 柏崎市宝町字横枕1045番地1外
設置者 株式会社ウオロクほか4者
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
 - ・アークランドサカモト株式会社
(変更前) 代表取締役 坂本 勝司
(変更後) 代表取締役 坂本 雅俊
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
 - ・アークランドサカモト株式会社
(変更前) 代表取締役 坂本 勝司
(変更後) 代表取締役 坂本 雅俊
- 3 変更年月日
平成25年2月20日
- 4 変更の理由
社長交代のため。
- 5 届出年月日
平成25年10月24日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
(なお、柏崎市産業振興部商業労政課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成25年11月1日から平成26年3月1日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成25年11月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 妻有ショッピングセンター南館
所在地 十日町市字上島丑712番地1外
設置者 アークランドサカモト株式会社ほか4者
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
 - ・アークランドサカモト株式会社
(変更前) 代表取締役 坂本 勝司

(変更後) 代表取締役 坂本 雅俊

・ほか1者

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

・株式会社北越ケーズ

(変更前) 代表取締役 山本 邦彦

(変更後) 代表取締役 野村 弘

・ほか2者

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

・株式会社北越ケーズ

(変更前) 新潟市河渡135番地1

(変更後) 新潟市中央区女池8丁目16番17号

・ほか1者

3 変更年月日

・2(1)に関する事項

平成25年2月20日ほか

・2(2)に関する事項

平成23年4月1日ほか

・2(3)に関する事項

平成23年4月1日ほか

4 変更の理由

・2(1)に関する事項

社長等交代のため。

・2(2)に関する事項

社長等交代のため。

・2(3)に関する事項

本社移転等のため。

5 届出年月日

平成25年10月24日

6 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

(なお、十日町市産業観光部産業政策課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

平成25年11月1日から平成26年3月1日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業振興課 商業振興係

電 話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成25年11月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 MEGAドン・キホーテ柏崎店

所在地 柏崎市東長浜町字東江149外

設置者 株式会社長崎屋

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更(大規模小売店舗を設置する者の代表者及びその他の変更)に関する届出

公告日 平成25年6月21日

3 意見の概要

(1) 柏崎市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

5 縦覧期間

平成25年11月1日から平成25年11月29日まで

公聴会の開催の中止について（公告）

新潟県都市計画公聴会規則（昭和44年新潟県規則第75号）第5条の規定により、長岡都市計画の変更の素案についての公聴会の開催を中止する。

平成25年11月1日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

1 中止となる公聴会の日時

平成25年11月11日（木） 午後2時から

2 中止となる公聴会の開催場所

長岡市シティホールプラザアオーレ長岡 東棟4階大会議室

長岡市大手通1丁目4番地10

公聴会の開催について（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、新潟都市計画の変更の素案について、次のとおり公聴会を開催する。

平成25年11月1日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

1 公聴会の日時

平成25年12月14日（土） 午前10時から

2 公聴会の開催場所

新潟市中央区礎町通3ノ町2086番地

クロスパルにいがた 4階 403講座室・404講座室

3 事案の概要

別紙「新潟都市計画区域区分の変更（新潟県決定）」のとおり。

4 素案の縦覧

新潟県三条地域振興局地域整備部計画調整課、新潟市都市政策部都市計画課、新潟市北区建設課、新潟市西蒲区建設課及び燕市都市整備部都市計画課において、11月15日（金）まで縦覧に供する。

5 公聴会に出席して意見を述べることができる者

新潟市及び燕市の住民並びに本都市計画に利害のある人

6 意見申出の方法

変更の素案について意見のある者は、意見申出期限までに、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した知事及び新潟市長宛の書面を意見申出先へ提出することにより申出を行う。

7 意見申出期限

平成25年11月15日（金）（必着のこと。）

8 意見申出先及び問合せ先

(1) 三条市興野1丁目13番45号（〒955-0046）

新潟県三条地域振興局地域整備部計画調整課

電話 0256-36-2308

(2) 新潟市中央区学校町通1番町602番地1（〒951-8550）

新潟市都市政策部都市計画課

電話 025-226-2683

- (3) 新潟市北区葛塚3197番地 (〒950-3393)

新潟市北区建設課

電話 025-387-1435

- (4) 新潟市西蒲区巻甲2690番地1 (〒953-8666)

新潟市西蒲区建設課

電話 0256-72-8570

- (5) 燕市吉田西太田1934番地 (〒959-0295)

燕市都市整備部都市計画課

電話 0256-77-8263

9 公述人の決定

公述人を決定したときは、当該公述人にその旨を通知する。

10 費用負担

公述人の陳述に要する費用は、すべて公述人の負担とする。

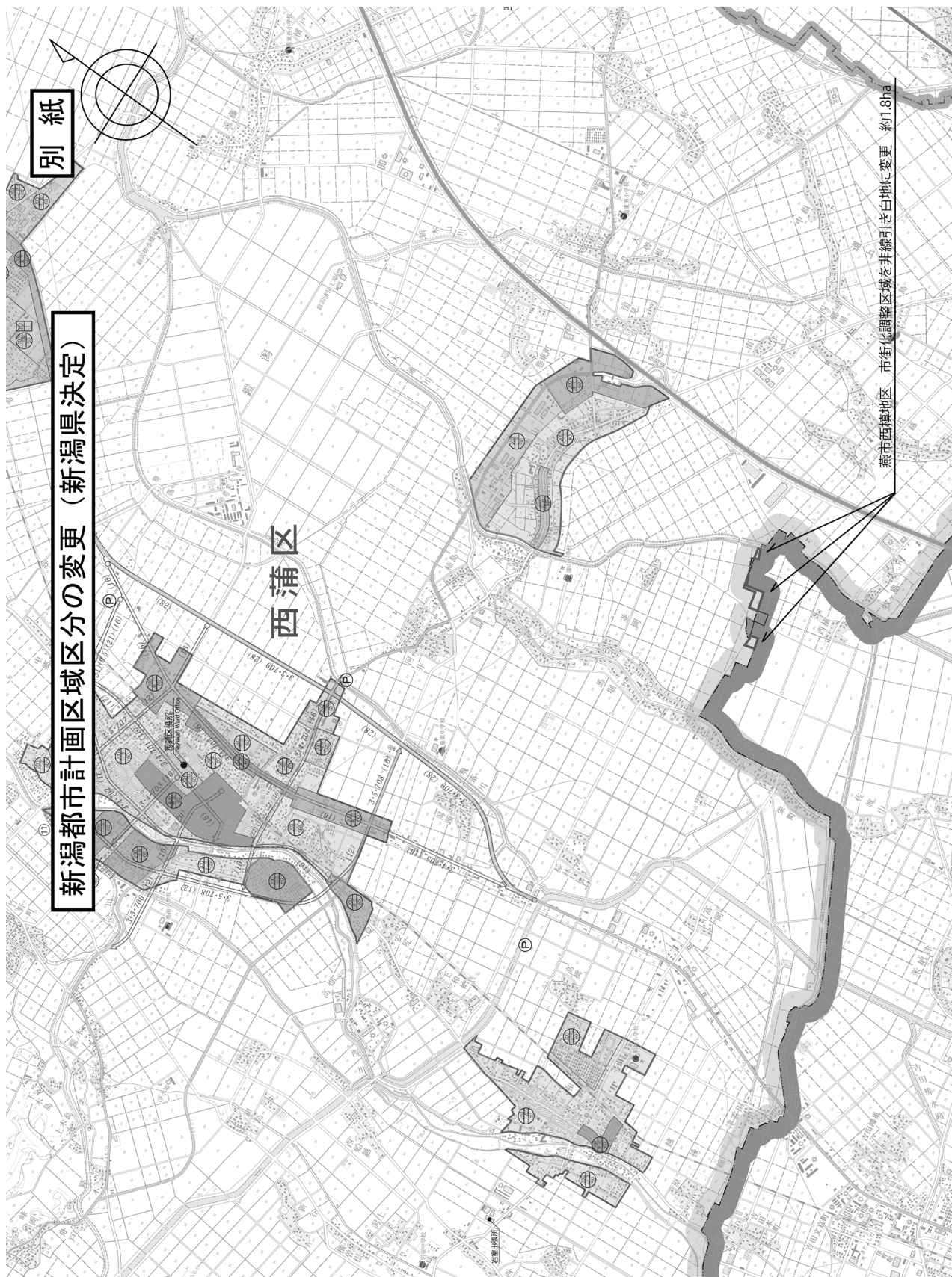
11 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会の開催予定時刻までに、係員の指示に従って公聴会の会場に入室すること。

なお、会場への入室は、午前9時30分から先着順で行い、公聴会の開催予定時刻前であっても、定員の50名になり次第終了する。

12 公聴会の中止

意見の申出がない場合は、公聴会を開催しない。公聴会の傍聴を希望する者は、開催の有無について、あらかじめ問合せ先へ確認すること。



病院局公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、調理器具について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年11月1日

新潟県立中央病院長 矢澤 正知

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

調理器具 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成26年3月31日(月)

(4) 納入場所

新潟県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2323

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成25年11月8日(金)午前11時00分

4 入開札の日時及び場所

平成25年11月14日(木)午前10時00分

新潟県立中央病院講堂1

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、洗濯機について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年11月1日

新潟県立中央病院長 矢澤 正知

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

洗濯機 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成26年3月31日（月）

(4) 納入場所

新潟県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2323

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限
平成25年11月8日(金) 午前11時00分
- 4 入札の日時及び場所
平成25年11月14日(木) 午前10時30分
新潟県立中央病院講堂1
- 5 その他
- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- (9) その他
詳細は入札説明書による。

監査委員公表

監査の結果に基づく措置状況について

平成24年度企業会計に係る監査の結果に基づく措置状況について、次のとおり新潟県知事から通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定によりその内容を公表する。

平成25年11月1日

新潟県監査委員 野上信子
新潟県監査委員 小林林一
新潟県監査委員 桜井甚一
新潟県監査委員 石上和男

企業会計

部局名	監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
病 院 局	<p>【妙高病院】 過年度未収金について、決算日現在、122件1,900,636円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。</p> <p>【中央病院】 過年度未収金について、決算日現在、3,563件82,515,381円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努めるとともに、発生予防対策についても一層強化されたい。</p> <p>【十日町病院】 過年度未収金について、決算日現在、456件12,780,720円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。</p>	<p>過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託して、早期収納に努めてまいります。</p> <p>また、貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納者が増加していることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。</p> <p>さらに、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めてまいります。</p> <p>過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託することに加え、平成24年度から未収金徴収嘱託員を配置しており、引き続き早期収納に努めてまいります。</p> <p>また、貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納者が増加していることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。</p> <p>さらに、平成19年度からクレジットカードによる収納を開始しており、また、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めてまいります。</p> <p>過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託して、早期収納に努めてまいります。</p> <p>また、貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納者が増加していることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。</p> <p>さらに、身元引受人への納入要請及び</p>

	<p>【六日町病院】 過年度未収金について、決算日現在、895件20,302,737円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努めるとともに、発生予防対策についても一層強化されたい。</p> <p>【小出病院】 過年度未収金について、決算日現在、1,681件35,600,392円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努めるとともに、発生予防対策についても一層強化されたい。</p> <p>【精神医療センター】 過年度未収金について、決算日現在、909件16,375,571円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。</p>	<p>連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めてまいります。</p> <p>過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託して、早期収納に努めてまいります。 また、貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納者が増加していることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。 さらに、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めてまいります。</p> <p>過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託することに加え、民間事業者に未収金対応業務の一部を委託して、早期収納に努めてまいります。 また、貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納者が増加していることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。 さらに、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めてまいります。</p> <p>過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底などととともに、組織的かつ緻密な徴収により、早期収納に努めてまいります。 また、貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納者が増加していることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。 さらに、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めてまいります。</p>
--	---	---

【加茂病院】

過年度未収金について、決算日現在、429件6,366,740円が未納となっていた。

件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努めるとともに、発生予防対策についても一層強化されたい。

過年度未収金については、各セッションとの連携強化を図り、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底などにより、早期収納に努めてまいります。

また、貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納者が増加していることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。

さらに、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めてまいります。

【津川病院】

過年度未収金について、決算日現在、303件3,689,964円が未納となっていた。

未納額の早期収納に努められたい。

過年度未収金については、各セッションとの連携強化を図り、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底などにより、早期収納に努めてまいります。

また、貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納者が増加していることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。

さらに、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めてまいります。

【吉田病院】

過年度未収金について、決算日現在、591件15,868,718円が未納となっていた。

未納額の早期収納に努められたい。

過年度未収金については、各セッションとの連携強化を図り、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託して、早期収納に努めてまいります。

また、貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納者が増加していることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。

さらに、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めてまいります。

【がんセンター新潟病院】

過年度未収金について、決算日現在、1,512件35,193,440円が未納となっていた。

件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に

過年度未収金については、各セッションとの連携強化を図り、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託して、早期収納に努めてまいります。

努めるとともに、発生予防対策についても一層強化されたい。

【新発田病院】

1 過年度未収金について、決算日現在、2,985件83,590,213円が未納となっていた。

件数、金額とも増加しているので、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努めるとともに、発生予防対策についても一層強化されたい。

2 産業廃棄物処理委託業務について、委託契約書及び経費執行票の作成をせずに出したものが2件あった。

財務規程及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に基づく適正な事務処理を行われたい。

【リウマチセンター】

過年度未収金について、決算日現在、56件1,980,234円が未納となっていた。

件数、金額とも増加しているので、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努めるとともに、発生予防対策についても一層強化されたい。

また、貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納者が増加していることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。

さらに、平成20年度からクレジットカードによる収納を開始しており、また、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めてまいります。

1 過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託することに加え、平成21年度から未収金徴収嘱託員を配置しており、引き続き早期収納に努めてまいります。

また、貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納者が増加していることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。

さらに、平成20年度からクレジットカードによる収納を開始しており、また、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めてまいります。

2 今後は病院局財務規程や廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に基づき、委託契約書の締結や経費執行票の作成を行うなど、適正な事務処理に努めてまいります。

過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底などにより、早期収納に努めてまいります。

また、貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納者が増加していることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。

	<p>【坂町病院】</p> <p>1 通勤手当について、平成23年度監査において1月の間通勤行為がない中で支給停止とせず過支給となり注意を受けたにもかかわらず、平成24年度監査においても返戻の事務手続を失念し、対応が取られていなかった。</p> <p>担当者への注意喚起はもとより、早急に返戻の事務処理を行うとともに、支給額の確認を徹底されたい。</p> <p>2 物品の管理について、携帯型内視鏡1台を亡失していた。</p> <p>物品の管理を徹底されたい。</p> <p>3 過年度未収金について、決算日現在、613件11,686,761円が未納となっていた。</p> <p>件数、金額とも増加しているので、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努めるとともに、発生予防対策についても一層強化されたい。</p>	<p>さらに、平成20年度からクレジットカードによる収納を開始しており、また、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めてまいります。</p> <p>1 平成24年度監査後に返戻の事務処理を行い、過支給分は返納されました。</p> <p>今後は病院局財務規程を遵守し、適正な事務処理を行うとともに、事務処理の誤りに対しては早期に訂正するよう努めてまいります。</p> <p>2 携帯型内視鏡を亡失したことを踏まえ、貸出簿の設置や保管棚への施錠を行いました。</p> <p>今後は病院局財務規程を遵守し、物品管理の徹底に努めてまいります。</p> <p>3 過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託して、早期収納に努めてまいります。</p> <p>また、貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納者が増加していることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。</p> <p>さらに、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めてまいります。</p>
--	---	---

教育委員会公告

平成26年度県立特別支援学校幼稚部及び高等部の幼児・生徒の入学者選考について（公告）

平成26年4月県立特別支援学校の幼稚部及び高等部に入学の幼児・生徒の選考を次により行う。

平成25年11月1日

新潟県教育委員会 教育長 高井 盛雄

1 募集幼児・生徒数 11月1日付け県報で公告

2 出願資格

幼稚部及び高等部に入学を出願することができる者は、障害の程度が学校教育法施行令第22条の3の表に規定する程度で、次に掲げる者とする。

(1) 盲学校、聾学校幼稚部

ア 平成20年4月2日から平成23年4月1日までの間に生まれた者

(2) 特別支援学校高等部（盲・聾・肢体不自由・病弱）全日制の課程

ア 普通学級を希望する者は、平成26年3月に特別支援学校の中学部及び中学校を卒業する見込みの者又は卒業した者

イ 重複障害学級を希望する者は、平成26年3月に特別支援学校の中学部重複障害学級を卒業する見込みの者又は卒業した者

ウ 訪問教育学級を希望する者は、平成26年3月に特別支援学校の中学部訪問教育学級を卒業する見込みの者又は卒業した者

エ 学校教育法施行規則第95条の各号の一に該当する者

オ 上記以外で、受検を希望し県教育委員会と協議して認められた者

(3) 特別支援学校高等部（知的障害：職業、普通、重複障害、訪問教育学級）全日制の課程

ア 職業学級を希望する者

(ア) 平成26年3月に特別支援学校中学部（知的障害）及び中学校の特別支援学級（知的障害、自閉症・情緒障害）を卒業する見込みの者又は卒業した者

(イ) 上記以外で、受検を希望し県教育委員会と協議して認められた者

(ウ) 将来一般就労等を目指す者

(エ) 公共交通機関等を利用して、自力通学が可能な者

イ 普通学級を希望する者

(ア) 平成26年3月に特別支援学校中学部（知的障害）及び中学校の特別支援学級（知的障害、自閉症・情緒障害）を卒業する見込みの者又は卒業した者

(イ) 上記以外で、受検を希望し県教育委員会と協議して認められた者

ウ 重複障害学級を希望する者

(ア) 平成26年3月に特別支援学校中学部（知的障害）の重複障害学級を卒業する見込みの者又は卒業した者

(イ) 上記以外で、受検を希望し県教育委員会と協議して認められた者

エ 訪問教育学級を希望する者

(ア) 平成26年3月に特別支援学校中学部（知的障害）の訪問教育学級を卒業する見込みの者又は卒業した者

(イ) 上記以外で、受検を希望し県教育委員会と協議して認められた者

3 出願

出願は、一人につき1校1学科（新潟県公立特別支援学校高等部及び新潟県公立高等学校を含む。）

4 出願手続、面接及び合格者の発表

(1) 入学願書の受付期間

平成26年1月20日（月）から1月24日（金）まで、受付時間は午前9時から正午まで及び午後1時から午

後4時までとする。

(2) 提出書類

入学願書、調査書、健康診断書、推薦書（知的障害：職業学級）等、出願先の学校で必要とするもの。

(3) 出願状況の公表

入学願書締切り後、各学校（総合選考を行う新潟学区、五泉阿賀野学区、三条地区、高田学区については各事務局校）で発表する。

(4) 志願変更

平成26年1月27日（月）から1月31日（金）まで、志願変更先の学校（事務局校）で受付を行う。

(5) 面接の期日

平成26年2月7日（金）

(6) 合格者の発表

平成26年2月14日（金）までに行う。

(7) 入学願書の受付、面接及び合格者の発表は、出願先の学校（総合選考を行う新潟学区、五泉阿賀野学区、三条地区、高田学区については各事務局校等）で行う。

5 欠員補充による2次募集

選考終了後、幼稚部各学級及び高等部普通学級の定員に欠員が生じた場合に実施する。なお、2次募集の実施については、平成26年2月26日（水）に県教育委員会が発表する。

(1) 出願資格、出願及び出願手続

ア 第1次選考における出願資格、出願及び出願手続と同様とする。総合選考を行う新潟学区、五泉阿賀野学区、三条地区、高田学区については、2次募集の実施校に直接出願する。

イ いずれの特別支援学校高等部又は高等学校（公立、私立）にも合格していない者とする。

なお、「いずれの各学校にも合格していない者」には、特別支援学校高等部又は高等学校（県内外、公立、私立を問わない）への入学を辞退した者は含まれない。

(2) 出願期間

平成26年3月11日（火）から3月14日（金）まで（土・日曜日を除く）、受付時間は午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

(3) 面接の期日

平成26年3月17日（月）

(4) 結果の発表

平成26年3月19日（水）までに各学校で行う。

6 その他

(1) 校長は、選考終了後保護者の転勤等正当な事由で入学を希望する者があった場合、当該者が幼稚部教育又は高等部教育を受けることができると判断され、原則として学校の定員に余裕があるときは、入学を許可することができる。

(2) 特別支援学校高等部（知的障害：普通・重複障害学級）において、学区内に高等部が複数ある場合は、通学の利便性及び自力通学の可否を考慮して入学者を選考する。

(3) 入学者募集要項の実施細目については、校長が定める。

(4) 入学募集の詳細については、新潟県教育委員会が定める「平成26年度新潟県立盲学校・聾学校幼稚部入学者募集要項」及び「平成26年度新潟県立特別支援学校高等部入学者募集要項」による。

平成26年度県立特別支援学校幼稚部及び高等部の幼児・生徒募集について（公告）

平成26年4月県立特別支援学校の幼稚部の3歳児・4歳児・5歳児及び高等部の第1学年に入学の生徒を次により募集する。

平成25年11月1日

新潟県教育委員会 教育長 高井 盛雄

1 幼稚部募集

No.	県立学校の名称		位置	募集学級			募集定員
	本校名	分校・学級名					
1	新潟県立新潟盲学校		新潟市	3歳児	4歳児	5歳児	若干人
2	新潟県立新潟聾学校		新潟市	3歳児	4歳児	5歳児	若干人
3	新潟県立長岡聾学校		長岡市	3歳児	4歳児	5歳児	若干人
		高田分校	上越市	3歳児	4歳児	5歳児	若干人

2 高等部募集(盲・聾・肢体不自由・病弱)

No.	県立学校の名称		位置	課程等	学科	募集学級		募集定員
	本校名	分校・学級名						
1	新潟県立 新潟盲学校		新潟市	全日制の 課程	普通	普通1学級	8人	
						重複	若干人	
					保健医療	1学級	8人	
				専攻科	理療	1学級	8人	
2	新潟県立 新潟聾学校		新潟市	全日制の 課程	普通	普通1学級	8人	
						重複	若干人	
3	新潟県立 長岡聾学校		長岡市	全日制の 課程	産業技術	普通1学級	8人	
						重複	若干人	
				専攻科	産業	1学級	8人	
4	新潟県立 東新潟特別支援学校		新潟市	全日制の 課程	普通	普通2学級	16人	
						重複	若干人	
						訪問	若干人	
5	新潟県立 はまぐみ特別支援学校		新潟市	全日制の 課程	普通	重複	若干人	
						訪問	若干人	
6	新潟県立 上越特別支援学校		上越市	全日制の 課程	普通	普通1学級	8人	
						重複	若干人	
						訪問	若干人	
7	新潟県立 吉田特別支援学校		燕市	全日制の 課程	普通	普通1学級	8人	
						重複	若干人	
						訪問	若干人	
8	新潟県立 柏崎特別支援学校		柏崎市	全日制の 課程	普通	普通1学級	8人	
						重複	若干人	
						訪問	若干人	

3 高等部募集(知的障害:職業学級)

No.	県立学校の名称		位置	課程等	学科	募集学級		募集定員
	本校名	分校・学級名						
1	新潟県立 江南高等特別支援学校		新潟市	全日制の 課程	普通	職業2学級	20人	
2	新潟県立 吉川高等特別支援学校		上越市	全日制の 課程	普通	職業1学級	10人	
3	新潟県立 月ヶ岡特別支援学校		三条市	全日制の 課程	普通	職業1学級	10人	

4 高等部募集(知的障害:普通・重複・訪問学級)

No.	県立学校の名称		位置	課程等	学科	募集学級		募集定員
	本校名	分校・学級名						
1	新潟県立新潟聾学校	知的障害 普通学級	新潟市	全日制の 課程	普通	普通2学級	20人	
2	新潟県立長岡聾学校	知的障害 普通学級	長岡市	全日制の 課程	普通	普通1学級	10人	

3	新潟県立 江南高等特別支援学校		新潟市	全日制の 課程	普通	普通3学級 重複	30人 若干人
		川岸分校	新潟市	全日制の 課程	普通	普通2学級	20人
4	新潟県立 西蒲高等特別支援学校		新潟市	全日制の 課程	普通	普通4学級 重複	40人 若干人
5	新潟県立 吉川高等特別支援学校		上越市	全日制の 課程	普通	普通1学級	10人
6	新潟県立 村上特別支援学校		村上市	全日制の 課程	普通	普通2学級 重複 訪問	20人 若干人 若干人
		いじみの 分校	新発田市	全日制の 課程	普通	普通2学級	20人
						重複	若干人
						訪問	若干人
7	新潟県立 駒林特別支援学校		阿賀野市	全日制の 課程	普通	普通1学級 重複	10人 若干人
8	新潟県立 五泉特別支援学校		五泉市	全日制の 課程	普通	普通1学級	10人
		重複				若干人	
		訪問				若干人	
9	新潟県立 月ヶ岡特別支援学校		三条市	全日制の 課程	普通	普通2学級	20人
		重複				若干人	
		訪問				若干人	
10	新潟県立 小出特別支援学校		魚沼市	全日制の 課程	普通	普通1学級 重複 訪問	10人 若干人 若干人
		川西分校	十日町市	全日制の 課程	普通	普通2学級	20人
						重複	若干人
						訪問	若干人
11	新潟県立 はまなす特別支援学校		柏崎市	全日制の 課程	普通	普通2学級	20人
		重複				若干人	
		訪問				若干人	
12	新潟県立 高田特別支援学校		上越市	全日制の 課程	普通	普通2学級 重複 訪問	20人 若干人 若干人
		白嶺分校	糸魚川市	全日制の 課程	普通	普通1学級	10人
						重複	若干人
						訪問	若干人
13	新潟県立 佐渡特別支援学校		佐渡市	全日制の 課程	普通	普通1学級	10人
		重複				若干人	
		訪問				若干人	

※ 表中の「重複」「訪問」とは、それぞれ「重複障害学級」「訪問教育学級」のことである。